

松山市こども計画について

令和6年5月27日

▼松山市こども計画

- ・こども基本法第9条に基づき、国が策定する、こども施策に関する大綱(こども大綱)を勘案し、同法第10条第2項に基づく、各自治体のこども施策についての計画。(策定については努力義務規定)
- ・また、同法第10条第5項により、各自治体が策定する、こども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができる。

以上のことから、本市のこども計画は、「こども大綱」に関する事項に加え、こども施策に関する個別計画を包含・一体的な計画とし、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とし、令和6年度中に策定する。

松山市こども計画(計画期間: 令和7年度～令和11年度)

「こども大綱」に記載される内容
(少子化対策・子ども・若者支援・子どもの貧困対策を含むこども施策)



こども施策に関する本市の個別計画

- ・松山市子どもの貧困対策計画
- ・松山市子ども・子育て支援事業計画
(「次世代育成支援行動計画」、「新放課後子ども総合プラン」を包含)
- ・松山市ひとり親家庭等自立促進計画
- ・松山市成育医療等に関する計画(仮称)(こども計画に合わせて新規策定予定)
※各個別計画は、こども計画策定後も継続して存在

※各個別計画部分は、それぞれの審議会等で審議・検討を行い、最終的に、松山市こども計画としてまとめる。

松山市こども計画と各個別計画の期間

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
子ども・子育て 支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)		松山市こども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)				
ひとり親等 自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
子どもの 貧困対策計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
成育医療等に 関する計画	未策定						

※各個別計画は、松山市こども計画策定後も継続して存在

▼松山市こども計画の骨子(案)

はじめに

- ・計画の背景・趣旨
- ・計画の位置づけ
- ・計画の期間
- ・計画の対象

1. こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- ・こどもや若者をめぐる状況
(出生数、児童の状況、就業率)
- ・人口等の見通し
(将来推計人口)
- ・上記以外の取り巻く現状
(ひとり親家庭やこどもの貧困等)
- ・こどもまんなか社会に向けた意識の現状
(アンケート結果概要)

2. 計画の基本的な方針

- ・めざす姿
- ・共通の考え方(基本理念)

3. 施策の展開

- ・施策体系
- ・推進施策、取組・事業

4. 各個別計画記載事項

- ・各個別計画に基づく記載事項
(子ども・子育て支援事業計画:「量の見込み」と「確保の内容」等)
(各個別計画での成果指標等)

5. 計画の推進

- ・計画の点検・評価

※現時点の案。素案提示までに、変更の可能性あり。

▼めざす姿

共通の考え方を包括する全体像として、本計画による、本市のめざす姿を示すもの。

<事務局案>

『こどもたち 一人ひとりが 主人公 ～誰もが自分らしく輝くまつやま～』

<設定理由>

こども基本法第3条で規定されている、6つのこども施策の基本理念も踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けて、すべてのこども(一人ひとり)の意見が尊重され、それぞれが、最善の利益が享受できるよう、地域・社会でこどもを支えるメッセージとした。

～参考:こども基本法(抄)～

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

▼共通の考え方

めざす姿の実現に向けて、本計画で取組む考え方。

＜事務局案＞

1. こどもをまんやかに、こどもの最善の利益を第一に考えます

こどもの意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていくことで、こどもの権利を保障し、こどもの育ちをまもります。また、すべてのこども・若者が個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

2. すべての子育て家庭を支援します

子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、子育てと仕事の両立支援のみでなく、家庭でこどもを育てる保護者も含め、すべての子育て家庭への支援を行います。

3. 社会全体でこどもの育ちを支え、若者の活躍を支援します

こども・若者に関わるすべての人がその喜びを感じるために、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などが連携して、社会全体でこどもの育ちを支え、若者の活躍を支援していきます。

＜設定理由＞

松山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念も踏襲し、こどもの利益を最大限尊重するとともに、こども・若者、そして子育て当事者を支援し、社会全体で、支える考え方を3点にまとめた。

▼こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

今回提示する各種データは下記のもの。詳細データは【参考資料1】参照

(1)こどもをめぐる状況

- ・出生数
- ・合計特殊出生率
- ・就業率
- ・仕事と日常生活のバランス(ワークライフ・バランス)
- ・就学前児童の状況
- ・保育所等の待機児童の状況

(2)人口などの見通し

- ・人口の推移
- ・将来推計人口

※現状に関するデータは、今後も適宜提示予定。